

新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業措置に伴う対応

資料 1 - 1

1 実施状況

校種	期 間	卒業式等への対応	そ の 他
小学校	3月2日(月)～3月24日(火) 10市町 3月2日(月)～4月4日(土) 1市 3月2日(月)～春休み終了 1市 3月3日(火)～3月13日(金) 1市 3月3日(火)～春休み 1市 3月3日(火)～3月24日(火) 1村	3月17日(火) 11市町村 3月18日(水) 2市町 未定 2市町 <対応> ・6年生のみ参加とする。 ・合唱は無しとする。 など	家庭等の事情により、やむを得ず自宅待機等が困難な児童については、校長と十分協議のうえ、学校において自主学習することも可能としている市町村がある。
中学校	3月2日(月)～3月24日(火) 10市町 3月2日(月)～4月4日(土) 1市 3月2日(月)～春休み終了 1市 3月3日(火)～3月13日(金) 1市 3月3日(火)～春休み 1市 3月3日(火)～3月24日(火) 1村	3月12日(木) 2市 3月13日(金) 11市町村 未定 2市町 <対応> ・卒業生とその保護者、在校生の一部のみの参加 ・式を短時間で実施 ・座席間を広く ・証書授与は代表者のみ ・3年生徒のみ参加 など	
県立高等学校	3月2日(月)～3月24日(火) 43校	3月1日(日) 11校実施 3月2日(月) 21校実施 3月3日(火) 11校実施 <対応> 各高校の規模や実情に合わせ、参加者の縮減や式典の時間短縮、国歌や校歌の斉唱をやめCDを流す、マスク着用のまま式を行うなど感染防止対策を十分に講じて実施	・入学者選抜の会場設営等は原則教職員で行い、必要な場合は最小限の生徒で対応する。 ・終業式は実施しない。
県立特別支援学校	3月2日(月)～3月24日(火) 13校	3月3日(火)2校実施 3月11日(水)2校実施 3月12日(木)6校実施 3月13日(金)3校実施予定 <対応> 各学校の規模や実情に合わせ、参加者の縮減や式典の時間短縮、国歌や校歌の斉唱をやめる、マスク着用のまま式を行うなど感染防止対策を十分に講じて実施	家庭等の事情により、やむを得ず自宅待機等が困難な児童生徒等については、県立学校課長と十分協議のうえ、学校において自主学習することも可能としている。
私立学校	・高等学校 3月2日(月)～3月18日(水) 1校 同 3月2日(月)～3月23日(月) 2校 同 3月2日(月)～3月24日(火) 3校 同 3月2日(月)～期限未定 2校 同 3月5日(木)～3月13日(金) 1校 同 3月6日(金)～期限未定 1校 ・小・中各1校 3月2日(月)～3月13日(金) ・私立専修学校・各種学校 3月中 3校 ・私立幼稚園、認定こども園からの休業報告なし	・高等学校 2月29日(土)2校(うち1校は3月3日から変更) 3月 1日(日)5校(うち1校は3月3日から変更) 3月 2日(月)1校、3月 3日(火)1校、 3月 4日(水)1校 <対応> いずれも「出席は在校生のみ」「歌唱割愛」「式次第の一部を省略」など、規模を縮小して実施 ・専修学校各種学校→規模を縮小して実施予定	・高等学校について 3月2日から休業する高校は、期末考査を完了済み。 2校で休業期間を3月2日以降に設定しているのは、期末考査を実施するため。 個人的な登校については、必要性を勘案し、個別に判断する(全ての高等学校)。 登校日(全校・学級)を設定する高等学校あり。 部活動は一部を除いて禁止。

新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業措置に伴う対応

2 児童・生徒への対応について

校種	項目	現状	課題	対応等
小学校	健康面	・休業になると、子どもの健康観察ができない。 ・感染の疑いがあるとき、把握できない。	・どのようにして、子どもの健康観察を行うか。 ・どのようにして、感染の疑い等を把握するか。	・子どもの健康を把握するため、 <u>数日確認する日を設定</u> ・ <u>おかしいと感じたら、学校に連絡するよう、保護者に依頼</u>
	学習面	・テストがすべて終わっていない教科がある。 ・家庭学習のためのプリント等が配布されていない。	・終わっていないテストのプリントをいかに効果的に活用するか。 ・どのようにして、家庭学習のためのプリント等を配布し、子どもに効果的に活用させるか。	・保護者を通じての配布、家庭訪問による配布 ・ <u>テストプリント等の効果的な活用</u> について保護者を通じて依頼、本人への直接指導
	生活面	・家庭で時間を持て余す。 ・低学年の子どもが日中一人で過ごす家庭もある。	・どのようにして、有効に時間を使わせるか。 ・低学年の子どもの居場所をどのようにして確保するか。	・ <u>生活チェックカード等の配布</u> ・ <u>放課後児童クラブの開所時間の延長</u> ・ <u>小学校等における自主学習の場の提供</u>
中学校	健康面	・健康面の状況の把握ができない。	・どのようにして、生徒の健康面の状況を把握するか。	・健康面の状況を把握するため、 <u>担任が電話で確認</u>
	学習面	・休業中の学習状況の把握ができない。 ・学習刺激がないと学習意欲が低下する。 ・学習のやり残しがある。	・どのようにして、生徒の学習意欲を持続させるか。 ・時間のない中、どのようにしてやり残した学習を行うのか。	・ <u>担任からの電話連絡や目当てカード等の配布</u> ・ <u>次年度の予定の中で調整してやり残した学習を実施</u>
	生活面	・時間を持て余す。	・どのようにして、有効に時間を使わせるか。	・ <u>生活チェックカード等の配布</u> ・ <u>学習課題の配布</u>
高等学校	健康面	・健康面の状況の把握ができない。	・どのようにして、生徒の健康面の状況を把握するか。	・ <u>自己管理を徹底させる。症状が出た場合には速やかに受診させるとともに、学校にも連絡させる。</u>
	学習面	・年度末に予定していた学年末考査は実施完了 ・ <u>卒業生への国公立大学後期試験に向けた個別指導や進級に関わる個別指導は、感染防止策を十分に講じた上で認める。</u>	・授業日数や授業時数の不足 ・3月に実施予定の特別編成授業等ができない。	・ <u>文科省通知に基づき対応</u> (休校により標準授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされない) ・各学校の実情に合わせ、学年、教科から <u>家庭学習用の課題を提供</u>
	生活面	・時間を持て余す。	・どのようにして、有効に時間を使わせるか。	・ <u>学習計画表の配布</u> ・各学校が作成・配布している「 <u>春季休業中の心得</u> 」を遵守させる。
特別支援学校	健康面	・各学校では、各家庭と連絡を取るなどして、幼児児童生徒の健康状態の把握に努めている。	・長期の休校となるため、生活リズムの保持や適切な食生活の継続に配慮する必要がある。	・ <u>各家庭と定期的な連絡を取って状況を把握するとともに、指導が必要な場合は、ケースに応じて連絡を密にし指導教材を渡すなどの支援を行う。</u>
	学習面	・2月末までに計画していた学習指導については、終了している。	・授業日数や授業時数が不足する(3月に予定していた指導ができない)。	・ <u>個々の指導計画に応じた課題等を作成し、家庭に届けるなどして、学習の継続を図る。</u>
	生活面	・各学校では、各家庭と連絡を取るなどして、幼児児童生徒の生活状態の把握に努めている。	・児童生徒等の自宅や福祉サービス事業所等での継続的な居場所を確保する必要がある。 ・児童生徒等の健康や安全を継続的に守る必要がある。	・ <u>各家庭と定期的な連絡を取って状況を把握するとともに、家庭への支援が必要な場合は、ケースに応じて学校での自主学習等を行う。</u>